藤本製薬株式会社

サリドマイド製剤安全管理手順(TERMS®) 改訂のお知らせ

謹啓

先生におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申しあげます。 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

このたび、平成22年3月29日付け薬食審査発0329第1号・薬食安発0329第1号厚生労働省医薬食品局審査管理課長及び安全対策課長連名通知「サリドマイド製剤の使用に当たっての安全管理手順の改訂について」を受け、サリドマイド製剤安全管理手順(以下TERMS*)を改訂しましたので、お知らせいたします。

- 1. これまでサリドマイド製剤「**サレド®カプセル**」の処方日数に関して 14 日を上限としていましたが、病状の安定した患者に対して 12 週間分を 越えない範囲で長期処方が可能となりました。 また上記に伴い、妊娠可能な女性に対しては、4 週間を越えない間隔で 妊娠検査を実施することになりました。
- 2. 入院中の薬剤管理の規定を追記しました。

なお、改訂版 TERMS[®]は当社ホームページに掲載しております。
http://www.fujimoto-pharm.co.jp/jp/iyakuhin/thalido/index.php
ご使用にあたっては、これまでと同様にTERMS[®]の遵守が必須となりますので、
ご理解ならびにご協力の程よろしくお願い申しあげます。

略儀ではございますが、書中をもちましてご挨拶申しあげます。

謹白

お問合せ先 藤本製薬株式会社 TERMS 管理センター TEL 0120-001-468 FAX 072-336-5566 URL http://www.fujimoto-pharm.co.jp/



薬食審査発0329第1号 薬食安発0329第1号 平成22年3月29日

都道府県 各 保健所を設置する市 特別区

衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課長

厚生労働省医薬食品局安全対策課

サリドマイド製剤の使用に当たっての安全管理手順の改訂について (医療機関への注意喚起及び周知徹底依頼)

サリドマイド製剤(販売名:サレドカプセル100)の使用に当たっては、胎児曝露等による健康被害を二度と起こさないことを目標に、患者が治療を受ける権利や人権にも配慮し、実効性のある安全管理の徹底を期すことが求められており、平成20年10月16日付け薬食審査発第1016004号・薬食安対発第1016001号厚生労働省医薬食品局審査管理課長及び安全対策課長連名通知「サリドマイド製剤の使用に当たっての安全確保の徹底について」により、厳格な安全管理方策(具体的には「サリドマイド製剤安全管理手順」。(以下「TERMS」という。))を患者に必要な治療を確保するために関係者が守るべき事項として位置づけ、安全確保の徹底がなされるよう周知したところである。

今般、サレドカプセル100の製造販売業者である藤本製薬株式会社から提案のあった下記のTERMSの改訂(別紙1)について、薬事食品衛生審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会での審議を経て了承されたことから、今後藤本製薬株式会社が改訂されたTERMSを実施するに当たり、サリドマイド製剤の安全確保の徹底がなされるよう、貴管下の医療機関に対して周知・指導をお願いする。

記

- 1. TERMSにおける処方日数の制限について
 - (1) TERMSにおいては、これまでサリドマイド製剤の処方日数に関して14日を上限と してきたところであるが、患者及び医療従事者の負担も考慮し、病状の安定した患者に対

して 12 週間分を越えない範囲で長期処方を可能とすること。同時に、例えば 6 0 日程度の 長期処方でも、患者が薬剤を管理できるよう、「薬剤管理シート」(仮称)等の指導用資材 を処方医等に配布すること。

- (2) 上記変更に伴い、妊娠可能な女性に対して、妊娠リスクを回避するため、処方時に限らず、診察の機会をとらえ、間隔が4週間を越えないよう妊娠検査を実施すること。
- 2. TERMSにおける持参薬の管理について 平成21年9月に発生した病棟内での持参薬(サリドマイド)の誤投与事例を踏まえて、 TERMSにおいて入院中の薬剤の数量管理の規定を追加する等の必要な改訂を行うこと。
- 3. 上記改訂を反映した添付文書については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構ホームページ(http://www.info.pmda.go.jp)に、同改訂されたTERMSについては、藤本製薬株式会社のホームページ(http://www.fujimoto-pharm.co.jp/jp/jyakuhin/thalido/index.php)に本通知日以降、掲載される予定であること。(改訂内容は、別紙2を参照。)

サリドマイド製剤安全管理手順(TERMS)の改訂について

	改訂	現行
7.2 処方	本剤の1回の処方量は12週間分を越えないもの	注) 使用上の注意において本剤の1回の最大処方量
363 行~365 行	とする。	は 14 日分を基本とするよう注意が喚起されてい
		る。なお、医療保険上の制約として、他の新薬と
		同様、薬価収載後1年間は1回の最大処方量は
		14 日分である。
	注:	
	長期処方でも患者が薬剤を管理できるよう、「お	
	薬管理シート」(仮称)等の指導用資材を処方医等	
	に配布する予定。	
8.1.2.3 入院中の	患者が入院した場合、医師、薬剤師等の医療従事	
数量管理	者又はその他適切に薬剤管理を行うことのできる	
	者が、処方医師及び責任薬剤師等と協力して、カプ	
(413 行の後に	セルシートを用いて調剤された本剤の数量管理を	
追加)	行う。	

8.3 妊娠檢查

女性患者Cは、以下の時期に医療機関にて妊娠 検査(尿検査:50IU/Lの感度以上)を実施し、処 方医師は検査結果が陰性であることを確認した上 方時に限らず、診察の機会をとらえ、間隔が4週間 | 医薬品の添付文書に従い再検査をする。 を越えないよう妊娠検査を実施する。検査結果が擬 陽性の場合は、体外診断用医薬品の添付文書に従い 再検査をする。

・本剤服用開始4週間前 | 同意日の4週間前から

性交渉をしていないこ とが確認された場合

- ・本剤服用開始2週間前」は、不要
- ・初回処方を含め本剤処方前24時間以内 (処方ごと)
- ·本剤服用中止時
- ·本剤服用中止 4 週間後
- ·本剤服用中止8週間後

本剤の服用中止後においても検査結果が陰性で あることを処方医師は確認する。

また、責任薬剤師等は、検査結果が陰性であった ことを患者に確認した上で調剤する。

検査結果が陽性であった場合は、本剤の服用を禁 止する。

女性患者Cは、以下の時期に医療機関にて妊娠検 査(尿検査:50IU/L の感度以上)を実施し、処方 医師は検査結果が陰性であることを確認した上で で処方する。また、妊娠リスクを回避するため、処し処方する。検査結果が擬陽性の場合は、体外診断用

- ・本剤服用開始4週間前 | 同意日の4週間前から 性交渉をしていないこ とが確認された場合
- ・本剤服用開始2週間前」は、不要
- ・初回処方を含め本剤処方前24時間以内 (処方ごと)
- ·本剤服用中止時
- ·本剤服用中止 4 週間後
- ・本剤服用中止8週間後

本剤の服用中止後においても検査結果が陰性で あることを処方医師は確認する。

また、責任薬剤師等は、検査結果が陰性であった ことを患者に確認した上で調剤する。

検査結果が陽性であった場合は、本剤の服用を禁 止する。

サレドカプセル100の添付文書の改訂について

	改訂	現行
(使用上の注意)	(1)本剤には催奇形性(サリドマイド胎芽病:「警	(1)本剤には催奇形性(サリドマイド胎芽病:「警
2. 重要な基本的	告」の項参照)があるので、妊娠する可能性の	告」の項参照)があるので、妊娠する可能性の
注意	ある婦人に投与する際は、少なくとも投与開始	ある婦人に投与する際は、少なくとも投与開始
	予定の4週間前、2 週間前及び投与直前に妊	予定の4週間前、2 週間前及び投与直前に妊
	娠検査を実施し、検査結果が陰性であることを	娠検査を実施し、検査結果が陰性であることを
,	確認後に投与を開始すること。また、妊娠して	確認後に投与を開始すること。また、妊娠して
	いないことを定期的に確認するために、間隔が	いないことを定期的に確認するために、少なく
	4週間を越えないよう妊娠検査を実施する。	とも妊娠検査を2週間に1回実施すること。
	(2) 本剤の安全管理を確実に実施するため、1回	(2) 本剤の安全管理を確実に実施するため、1回
	の最大処方量は 12 週間分を越えないものとす	の最大処方量は14日分を基本とすること。
	ること。	
	(3) ~ (5) (略)	(3)~(5) (略)